

沼津市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した、平成30年度公の施設の指定管理者監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年3月28日

沼津市監査委員 大川 正 博
同 宇佐美 文 男
同 長 田 吉 信

沼市社第599号
平成31年2月27日

沼津市監査委員 大川正博様
同 宇佐美文男様
同 長田吉信様

沼津市長 頼重秀一

監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、平成31年1月11日付け沼監第53号の公の施設の指定管理者監査結果の報告に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	講じた措置の内容
(1) 駐車場使用料の収納等業務の委託に係る告示について	平成31年1月11日付けで地方自治法施行令第158条第2項の規定による告示を行った。併せて、ぬまづ健康福祉プラザ駐車場の使用料の徴収及び収納事務を委託したことについて、公表を行った。